



平成 28 年 10 月 28 日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市廃棄物減量等推進審議会
会 長 松本 明人

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について（答申）

平成 28 年 3 月 29 日付け 27 生環第 104 号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申に当たっての基本的な考え方

(1) 下水道の普及に伴い、し尿・生活雑排水の収集量の減少と収集世帯の散在化は著しく、手数料収入の減少と収集コストの増加により、収集事業者の経営は厳しさを増しており、収集事業者の経営努力を尊重しつつ、更により一層の効率化を求めるとともに、行政の責務として、災害時を含め適正な収集体制と確実な行政サービスの提供の確保を図る必要がある。

(2) 生活雑排水処理手数料については、昨年本審議会において、「公共下水道への接続促進のため、接続可能な供用開始区域において、生活雑排水処理手数料を引き上げることは必要である。」と答申をしたところであるが、今回の改定に併せて検討した結果、下水道の整備途上につき、対象者が変動することから、判別が困難なため、差を設けることについては見合わせるものとし、引き続き対象者の状況を把握し、慎重に検討していく必要がある。

また、生活雑排水簡易浄化槽の設置により、水環境の保全に貢献している公益性と自身の排水という私益性を勘案して、本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を参考に改めて利用者の負担割合の在り方を検討した結果、現行約 4 割の負担割合を 5 割に引き上げるべきである。

なお、3 か年を掛けて引き上げるなどの激変緩和措置を講ずることが望ましい。

2 し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料

市内全体の収集コストを基準に次のとおり改定する必要がある。

(1) し尿処理手数料

区 分		金額	
		現行	改定額
定額によるもの (※)	基本料（1世帯につき）	1月 60円	1月 63円
	人数割料（1人につき）	1月 384円	1月 405円
	月2回以上くみ取りの場合の加算料 （1回につき）	422円	445円
	便槽2箇所以上の場合の加算料 （1箇所につき）	295円	311円
従量によるもの	36リットルまでごとに	358円	378円
特別加算料	清掃車から便槽又は浄化槽までのくみ取り可能な最短距離		
	40メートル以上60メートル未満 （1回のくみ取りにつき）	295円	311円
	60メートル以上（1回のくみ取りにつき）	407円	429円

※ 若穂、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区は除く

(2) 生活雑排水処理手数料

区分	金額			
	現行	改定額		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
簡易浄化槽の容量別定額 （1回の作業につき）				
100リットル未満	603円	658円	698円	738円
100リットル以上150リットル未満	785円	857円	909円	961円
150リットル以上200リットル未満	965円	1,053円	1,117円	1,181円
200リットル以上	965円に50リットルまでごとに181円を加算した額	1,053円に50リットルまでごとに197円を加算した額	1,117円に50リットルまでごとに209円を加算した額	1,181円に50リットルまでごとに221円を加算した額

3 附帯意見

- (1) 受益者を含め市民全体に丁寧な説明に努めること。
- (2) 収集事業者には、より一層の効率化を求めること。
- (3) 平常時に加え、災害時における迅速、かつ、確実な収集体制の確保に努めること。
- (4) し尿収集については、今後もより一層収集量の減少が見込まれるため、安定した収集体制の確保が必要であることから、委託料の算定を単価契約から総価契約への移行を検討すること。
- (5) 生活雑排水については、利用者個別の状況の把握に努めるとともに水質汚濁防止法の趣旨に基づき、水環境の保全の大切さを周知すること。